

Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise利用規約 【現改比較表】

2020年11月18日現在

～2021年1月17日

2021年1月18日～

(用語の定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

利用者個人情報	契約者が本サービスの利用にあたり登録した契約者に関する個人情報及びその他本サービスの提供に関して当社が知り得た契約者及びエンドユーザーに関する個人情報等をいいます。
個別辞書	契約者が本 API の利用にあたり、個別に設定する 自然言語解析データ をいいます。
認証情報	ID/パスワード、Client Key、Client Secret 等、当社より契約者に対して発行する本サービスの利用に必要な認証情報をいいます。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

利用者個人情報	契約者が本サービスの利用にあたり登録した契約者に関する個人情報及びその他本サービスの提供に関して当社が知り得た契約者及びエンドユーザーに関する個人情報等をいいます。
基本語辞書	当社が提供する基本的な用語を収録した辞書をいいます。
専門用語辞書	当社が提供する業界用語を収録した辞書をいいます。
個別辞書	契約者が本 API の利用にあたり、個別に設定する 辞書 をいいます。
API モデル	当社が提供する各機能 API 用のモデルをいいます。
認証情報	ID/パスワード、Client Key、Client Secret 等、当社より契約者に対して発行する本サービスの利用に必要な認証情報をいいます。
利用開始日	当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

<p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第5条 本サービスの利用を希望する場合、本規約に同意の上、COTOHA API Portal「for Enterpriseお申込み」(https://api.ce-cotoha.com/form-ja3.html)より、申し込むものとします。</p> <p>2 <u>前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順番に従って審査を行い、承諾します。</u>当社による申込者に対するメールの送信等による申込み完了の通知をもって、当社が前項の申込みを承諾したものとします。</p>	<p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第5条 本サービスの利用を希望する場合、本規約に同意の上、COTOHA API Portal「for Enterpriseお申込み」(https://api.ce-cotoha.com/contents/enterprise/index.html)より、申し込むものとします。</p> <p>2 <u>当社は、前項に定める申込みを受け付けた順番に審査を行うものとし、当社による申込者に対するメールの送信等による申込み完了の通知をもって、当社が前項の申込みを承諾したものとします。</u></p>
<p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第5条の3(4) 本サービスの申込者が<u>第11条</u>(利用停止)に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき</p>	<p>(本サービスの利用の申込み)</p> <p>第5条の3(4) 本サービスの申込者が<u>第13条</u>(利用停止)に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき</p>
<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第8条 本サービスの<u>利用料金</u>は別紙1に定めるものとします。</p> <p>2 当社は、契約者に対し、利用月の翌月末日までに<u>利用料金につき請求書</u>を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。</p>	<p><u>(料金)</u></p> <p>第8条 本サービスの<u>料金</u>は別紙1に定めるものとします。</p> <p>2 当社は、契約者に対し、利用月の翌月末日までに<u>請求書</u>を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。</p>
	<p><u>(料金の支払義務)</u></p> <p><u>第9条 契約者は、利用開始日を含む月の翌月から起算して、契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。</u></p> <p><u>2 当社は、料金の計算において日割り計算は行いません。</u></p> <p><u>3 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。</u></p>

	<p><u>(違約金発生期間)</u></p> <p><u>第10条 契約者は、次項に定める期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービスの料金を、当社が定める期限までに一括して支払うものとします。</u></p> <p><u>2 前項の違約金発生期間は、利用開始日を含む月の翌月末日までを最低利用期間とします。</u></p>
(支払遅延利息) <u>第9条</u>	(支払遅延利息) <u>第11条</u>
(利用中止) <u>第10条</u>	(利用中止) <u>第12条</u>
(利用停止)	(利用停止)
<u>第11条</u>	<u>第13条</u>
(1) <u>利用料金</u> その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき	(1) <u>料金</u> その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
(2) <u>第12条</u> (契約者の義務)の規定に違反したとき	(2) <u>第14条</u> (契約者の義務)の規定に違反したとき
(契約者の義務) <u>第12条</u>	(契約者の義務) <u>第14条</u>
(契約者が行う本契約の解約)	(契約者が行う本契約の解約)
<u>第13条</u> 契約者は、本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社に申出るとします。当該申出は、COTOHA API Portal「アカウント解約」(https://api.cetooha.com/form-ja5.html)より解約書をダウンロードの上、必要事項を記載し、解約しようとする日より3営業日前までに、「アカウント解約」より解約書を送信することで行うものとします。	<u>第15条</u> 契約者は、本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社に申出るとします。当該申出は、COTOHA API Portal「アカウント解約」(https://api.cetooha.com/contents/mypage/enterprise/decontract.html)より解約書をダウンロードの上、必要事項を記載し、解約しようとする日より3営業日前までに、「アカウント解約」より解約書を送信することで行うものとします。

<p>(当社が行う本契約の解約)</p> <p>第14条</p> <p>(1) 第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの利用料金を支払わないとき</p>	<p>(当社が行う本契約の解約)</p> <p>第16条</p> <p>(1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき</p> <p>(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき</p>
<p>(本サービスの廃止) 第15条</p>	<p>(本サービスの廃止) 第17条</p>
<p>(責任の制限) 第16条</p>	<p>(責任の制限) 第18条</p>
<p>(免責) 第17条</p>	<p>(免責) 第19条</p>
<p>(データ等の取扱い) 第18条</p>	<p>(データ等の取扱い) 第20条</p>
<p>(データ等の利用) 第19条</p>	<p>(データ等の利用) 第21条</p>
<p>(データ等の削除)</p> <p>第20条 当社は、第15条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、本契約の解約があったときは、本サービスの設備等に保存されている契約者の本サービスに係るデータを契約者への通知なく削除することができるものとします。</p>	<p>(データ等の削除)</p> <p>第22条 当社は、第17条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、本契約の解約があったときは、本サービスの設備等に保存されている契約者の本サービスに係るデータを契約者への通知なく削除することができるものとします。</p>
<p>(本サービスに係る知的財産権の帰属等)</p> <p>第21条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又はデータ(サービス仕様書、取扱マニュアル、個別辞書等を含むがこれらに限りません。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。</p>	<p>(本サービスに係る知的財産権の帰属等)</p> <p>第23条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又はデータ(サービス仕様書、取扱マニュアル、基本語辞書、専門用語辞書、APIモデルを含む。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。</p>
<p>(第三者の権利侵害) 第22条</p>	<p>(第三者の権利侵害) 第24条</p>
<p>(契約者に対する通知) 第23条</p>	<p>(契約者に対する通知) 第25条</p>
<p>(秘密の保持) 第24条</p>	<p>(秘密の保持) 第26条</p>

(権利義務の譲渡の制限) 第25条	(権利義務の譲渡の制限) 第27条
(不可抗力) 第26条	(不可抗力) 第28条
(反社会勢力の排除) 第27条	(反社会勢力の排除) 第29条
(協議) 第28条	(協議) 第30条
(合意管轄) 第29条	(合意管轄) 第31条
(準拠法) 第30条	(準拠法) 第32条
(存続条項) 第31条 第9条、第12条2項、第17条、第20条乃至第22条、第24条、第25条及び第27条4項乃至第31条 の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とします。	(存続条項) 第33条 第11条、第14条2項、第19条、第22条乃至第24条、第26条、第27条及び第29条4項乃至第33条 の規定は、本契約の有効期間の終了後も有効とします。
別紙 1 「料金表」 (料金の算定) 3 契約者は以下の計算式をもって料金表 第1表に定める単位ごとに、 第5条 に定める方法により算定した料金の支払を要します。	別紙 1 「料金表」 (料金の算定) 3 契約者は以下の計算式をもって料金表 第1表に定める単位ごとに、 以下 に定める方法により算定した料金の支払を要します。
(日割計算) 4 当社は、料金の計算において日割り計算は行いません。	4 削除
(無償期間) 5 前2項に関わらず、契約者が本サービスの利用を開始した日を含む月とその翌月、及び翌々月の料金については、これを計算しないものとします。	5 削除
(最低利用期間) 6 当社は本サービスについて最低利用期間の設定は行いません。	6 削除

(ベータ版)

7 当社がベータ版と指定する個別APIの利用は無償です。ただし当社はベータ版の個別APIの利用につき、1日あたりのコール数上限を任意に定められるものとし、当社の判断でベータ版の個別APIの提供の中止及び終了ができるものとします。

別紙1「料金表」 料金表 第1表

1-1 利用料

1-1-1 基本料金

単位	価格（税込価格）	備考
月ごとに	130,000 円 (143,000 円)	・ 毎暦月の 1 日時点の契約状況をもって算定を行う。

(ベータ版)

4 当社がベータ版と指定する個別APIの利用は無償です。ただし当社はベータ版の個別APIの利用につき、1日あたりのコール数上限を任意に定められるものとし、当社の判断でベータ版の個別APIの提供の中止及び終了ができるものとします。

別紙1「料金表」 料金表 第1表

1-1 利用料

1-1-1 基本料金

単位	価格（税込価格）	備考
月ごとに	130,000 円 (143,000 円)	・ 毎暦月の 1 日時点の契約状況をもって算定を行う。

利用開始日を含む月に限り、基本料金を超過したご利用はできません。超過した場合、本サービスの提供は利用開始月の翌月になるまで停止されます。なお、利用開始月の翌月以降、基本料金を超過するご利用については、ご利用毎に下記の従量利用料金が加算されます。

別紙2「提供機能」

14	要約	<u>-入力として日本語の文章(複数の文から構成されたもの)を受け取り、重要度の高い文を抽出する RESTful API を提供する。</u> <u>-入力として抽出する文の数を合わせて指定することで、入力文章の重要度の高い文を指定された数だけ抽出する。</u> <u>-入力された文章から重要文を抽出することで、文章全体の要約を把握することが可能。</u>
----	----	---

別紙2「提供機能」

14	要約	<u>-入力として日本語および英語の文章(複数の文から構成されたもの)を受け取り、重要度の高い要素を抽出し要約する RESTful API を提供する。</u> <u>-生成要約の場合、入力文章から重要度の高い要素を抽出・組み合わせ、指定された文字数に近い要約文章を生成する。</u> <u>-抽出要約の場合、入力文章から重要度の高い要素を含む文を、指定された数だけ抽出する。</u> <u>-特定の分野や業界にとらわれない、汎用的な文章の要約に活用が可能。</u>
----	----	--

附則（令和2年11月13日 APSAI00711397号）

（実施期日）

1 この改訂規約は、令和3年1月18日より実施します。

（経過措置）

2 この規約の改定日前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務及び契約者に留保された権利については、従前のおりとします。

3 この規約の改定日前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、従前のおりとします。